

LINE Pay、PayPayを利用した納付に係るQ&A

(1) LINE Pay、PayPayを利用した納付のしくみについて

Q1	LINE Pay、PayPay を利用した納付とは、どのようなものですか。
Q2	納付ができる県税は何ですか。
Q3	県税事務所等の窓口で LINE Pay、PayPay を利用した納付ができますか。
Q4	決済手数料は必要ですか。

(2) 手続きについて

Q5	使用期間はありますか。
Q6	過去の県税を納付することができますか。
Q7	納付書にバーコードの印字がありませんが、どうしてでしょうか。
Q8	納付書に書かれているのとは違う金額で納付ができますか。
Q9	バーコードを読み取れないのですが、どうすればよいですか。
Q10	納付書を紛失してしまうと、LINE Pay、PayPay を利用した納付はできませんか。
Q11	口座振替で納付していますが、LINE Pay、PayPay を利用した納付に変更できますか。
Q12	納税義務者以外の者が自らのスマートフォンを使用し納付することは可能ですか。
Q13	使用期限が過ぎてしまった場合はどうすればよいですか。
Q14	一度納付手続きを行えば、毎年の手続きは不要ですか。
Q15	複数の納付書をまとめて納付手続きできますか。
Q16	納付日はいつになりますか。
Q17	領収書は発行されますか。
Q18	納付手続き後に減額されましたが、どのように還付されますか。
Q19	納付手続き後に再度納付した場合はどうなりますか。
Q20	納付を取り消すことはできますか。

(3) 継続検査用納税証明書について

Q21	車検時に継続検査用納税証明書は必要なくなったのですか。
Q22	車検に行く前に運輸支局で納税確認はできますか。
Q23	継続検査用納税証明書は送られてきますか。
Q24	車検を受けるにはどうしたらいいですか。

(1) LINE Pay、PayPay を利用した納付のしくみ

Q1	LINE Pay、PayPay を利用した納付とは、どのようなものですか。
A1	LINE Pay、PayPay アプリで納付書に印字されているバーコードを読み取ることで納付ができるものです。
Q2	納付ができる県税は何ですか。
A2	自動車税種別割、個人事業税、不動産取得税の納付ができ、バーコードが印字されている納付書が対象になります。 ただし、税額が30万円を超えておりバーコードの印字がないものは、LINE Pay、PayPay を利用した納付ができません。ご了承ください。
Q3	県税事務所等の窓口で LINE Pay、PayPay を利用した納付ができますか。
A3	県税事務所の窓口やコンビニエンスストア店頭では、LINE Pay、PayPay による納付はできません。 納付書に印字されているバーコードを読み取り納付する手続きのみとなります。
Q4	決済手数料は必要ですか。
A4	決済手数料は必要ありません。

(2) 手続きについて

Q5	使用期間はありますか。
A5	バーコードの下に記載がある使用期限までです。
Q6	過去の県税を納付することができますか。
A6	バーコードを印字した納付書をお送りできる場合がありますので、最寄りの県税事務所にご相談ください。 (お問い合わせ先 http://www.pref.okayama.jp/page/detail-5348.html)
Q7	納付書にバーコードの印字がありませんが、どうしてでしょうか。
A7	納税義務者の方によって理由が異なりますので、最寄りの県税事務所にお問い合わせください。 (お問い合わせ先 http://www.pref.okayama.jp/page/detail-5348.html)
Q8	納付書に書かれているのとは違う金額で納付ができますか。
A8	納付書に記載されている金額でのみ納付ができます。金額を修正して納付することはできません。

Q9	バーコードを読み取れないのですが、どうすればよいですか。
A9	<p>お使いの端末の機種、状態、読取環境によりバーコードの読取が正常にできない場合があります。</p> <p>次の点について、よくご確認いただき、再度バーコードの読み取りを行ってください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日中、窓辺や明るい照明の下など光量が十分、かつ、均一なところで、読み取りをしてください。 ・スマートフォンの機種により、特に夜や暗い環境で、ピントが一致するまで時間がかかる場合があります。またスマートフォンのカメラの性能により、撮影された画像品質が悪い場合は、読取ができない場合があります。その場合は、レンズの汚れやくもりなどをお確かめの上、再度読み取りを行ってください。 ・バーコードを真上から読み取ってください。 ・表示される四角い枠内に合わせるのではなく、バーコードが読み取り画面の90%ほど表示されるように近づけて読み取ってください。 ・10秒以上読み取ってください。 ・携帯電話端末を横向きにして読み取ってください。 ・透明なガラステーブル等の上では正しく読取が行われない可能性があります。その場合は、白い紙などの上に納付書を置いて再度撮影してください。
Q10	納付書を紛失してしまうとLINE Pay、PayPay を利用した納付はできませんか。
A10	<p>バーコードを印字した納付書を再度お送りすることができる場合がありますので、最寄りの県税事務所にご相談ください。</p> <p>(お問い合わせ先 http://www.pref.okayama.jp/page/detail-5348.html)</p>
Q11	口座振替で納付していますが、LINE Pay、PayPay を利用した納付に変更できますか。
A11	<p>口座振替停止手続きを行っていただければ、次回からご利用できます。</p> <p>口座振替停止手続きについては、最寄りの県税事務所へお問い合わせください。</p> <p>(お問い合わせ先 http://www.pref.okayama.jp/page/detail-5348.html)</p>
Q12	納税義務者以外の者が自らのスマートフォンを使用し納付することは可能ですか。
A12	<p>第三者納付として、ご家族の県税を納付することは可能です。</p> <p>(トラブルにならないようご注意ください。なお、納付手続き完了後の取り消しはできません。)</p>
Q13	使用期限が過ぎてしまった場合はどうすればよいですか。
A13	<p>LINE Pay、PayPay を利用した納付ができません。申し訳ありませんが、県税事務所や金融機関窓口で納付してください。</p>
Q14	一度納付手続きを行えば、毎年の手続きは不要ですか。
A14	<p>送付された納付書の印字されているバーコードを読み取ることで納付ができる手続きとなっておりますので、その都度手続きが必要です。</p>

Q15	複数の納付書をまとめて納付手続きができますか。
A15	1枚ずつの納付手続きとなりますので、同時に2枚以上の納付手続きはできません。
Q16	納付日はいつになりますか。
A16	納付手続きが完了した日になります。
Q17	領収書は発行されますか。
A17	領収書は発行いたしません。 領収書が必要な方は、県税事務所や金融機関窓口、コンビニエンスストア店頭で納付してください。
Q18	納付手続き後に減額されましたが、どのように還付されますか。
A18	減額されたことに伴い、多く納付された分は、後日岡山県から納税義務者の方（納付書に記載されたお名前の方）に還付されます。 なお、減額されてから実際に還付されるまで2～3か月程度かかります。 ご了承ください。 (県税の還付について https://www.pref.okayama.jp/page/329173.html)
Q19	納付手続き後に再度納付した場合はどうなりますか。
A19	二重納付をされた場合は、後日岡山県から納税義務者の方（納付書に記載されたお名前の方）に還付されますが、納付手続きを完了した日から実際に還付されるまで2か月程度かかります。ご了承ください。 (県税の還付について https://www.pref.okayama.jp/page/329173.html)
Q20	納付を取り消すことはできますか。
A20	取り消すことはできません。

(3) 継続検査用納税証明書について

Q21	車検時に継続検査用納税証明書は必要なくなったのですか。
A21	車検更新時における自動車税種別割の納税確認については、都道府県と国土交通省（運輸支局）との間で電子確認することが可能となり、納税証明書の運輸支局への提示が省略できるようになっています。（運輸支局で納税確認ができるのは、支払手続き完了から約3週間後になりますので、ご注意ください。） このため、電子確認が可能な場合は、原則として各県税事務所窓口での納税証明書の発行をしておりません。 納税証明書が必要な場合は、県税事務所や金融機関窓口、コンビニエンスストア店頭での納付をお願いします。 ※運輸支局で電子確認はできないが、県税事務所での納税確認ができる場合には、納税証明書を発行することができます。

Q22	車検に行く前に運輸支局で納税確認はできますか。
A22	<p>運輸支局では、車検更新時に納税確認が可能なだけで、事前の納税確認はできません。納税確認については、各県税事務所窓口 http://www.pref.okayama.jp/page/detail-5348.html または県庁税務課収税班（直通番号 086-226-7243）へお尋ねください。</p>
Q23	継続検査用納税証明書は送られてきますか。
A23	<p>岡山県では、自動車税種別割・自動車税の納税状況について、運輸支局で電子確認することが可能となり、継続検査用納税証明書の運輸支局への提示が省略できるようになっていることから、送付していません。 車検が近いなど、継続検査用納税証明書を必要とされる方は、県税事務所や金融機関窓口、コンビニエンスストア店頭で納付してください。</p>
Q24	車検を受けるにはどうしたらいいですか。
A24	<p>納付手続き完了から約3週間後であれば、運輸支局で納税の電子確認が可能になりますので継続検査用納税証明書の提示は省略できます。 なお、事前に納税確認をされる場合は、お電話でお近くの県税事務所 http://www.pref.okayama.jp/page/detail-5348.html または県庁税務課収税班（直通番号 086-226-7243）へお尋ねください。 車検の有効期限が近いなど継続検査用納税証明書を急がれる方は、県税事務所や金融機関窓口、コンビニエンスストア店頭でご納付ください。</p>